

# 指定訪問看護、指定介護予防訪問看護サービスに関する重要事項説明書

指定訪問看護、指定介護予防訪問看護サービス(以下「サービス」といいます。)の提供開始にあたり、サービスに関する重要事項を以下のとおり説明します。

## 1 事業所の概要

声型式のなか	社会福祉法人京都福祉サービス協会		
事業所の名称	訪問看護ステーションぱあとなあず南		
介護保険事業所番号	2660590098		
   所在地	<b>〒601−8449</b>		
別往地	京都市南区西九条大国町48番地の2		
) 市 <b>约</b> 生	電話番号 075-694-1915		
連絡先	FAX番号 075-662-3011		
サービスを提供する地域	南区		

当法人は、市内に多数の訪問介護事業所や居宅介護支援事業所、施設を有し、事業を実施しています。上記のサービスを提供する地域以外の方もお気軽にご相談ください。

# 2 事業所の職員体制

職種	職務内容
管理者	職員の管理、指導
看護職員	訪問看護計画の作成・変更(准看護師を除く) 訪問看護サービスの提供等
理学療法士等	リハビリテーションサービスの提供等
事務職員	事業所内の庶務、経理等

### 勤務体制(2025年4月現在)

職種	常勤で専従	常勤で兼務	常勤以外で専従	常勤以外で兼務
管理者	_	1(看護職員兼務)		_
看護師	2	_	2	_
理学療法士	_	_	1	_
事務職員	1	_	_	_

### 3 職員研修体制

当法人では、職員の資質向上のため以下の研修を計画的に実施し、質の高いサービスの提供に努めています。

### <研修の内容>

職業倫理、人権擁護、虐待防止、対人援助技術、苦情クレーム対応及び外部研修への参加等。

# 4 事業所の営業日・営業時間 (開所時間)

営業日	月曜日から土曜日
(サービス提供日)	ただし、年末年始(12月29日から1月3日まで)を除く
営業時間 (サービス提供時間)	午前8時30分から午後5時30分まで

### 5 利用料金

介護保険法及び健康保険法または高齢者の医療の確保に関する法律に規定する厚生労働大臣が定める額に基づき、利用料金をご負担いただきます。

# I 介護保険の場合

利用料金(利用者負担額)は、保険給付分を除いた原則1割(一定以上の所得のある方は2割又は3割)分となります。

(1)訪問看護利用料金(要介護1~5の方)

#### 基本料金

項目	算定	負担割合	負担割合	負担割合
——————————————————————————————————————	7 ~	1割の場合	2割の場合	3割の場合
所要時間20分未満の場合				
*20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている	1回あたり	3 3 5円	671円	1,007円
等の場合に限られます				
所要時間30分未満の場合	1回あたり	503円	1,007円	1,511円
所要時間30分以上1時間未満の場合	1回あたり	880円	1,761円	2,641円
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1回あたり	1,206円	2,413円	3,620円
理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の 訪問 1回(20分)につき	1回あたり	3 1 4円	629円	943円
理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の 訪問 2回(40分)の場合	1回あたり	6 2 9 円	1,258円	1,886円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護による 訪問看護 要介護1~要介護4のご利用者	1か月あたり	3,169円	6,337円	9,505円
定期巡回・随時対応型訪問介護看護による 訪問看護 要介護5のご利用者	1か月あたり	4,025円	8,049円	12,073円

- ※ 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士を1日3回以上の利用した場合は90/100に減算されます。
- ※ 以下の時間帯でサービスを行う場合は、利用料に以下の率による割増料金がそれぞれ加算されます。

早朝(午前 6時~午前 8時) ··· 25% 夜間(午後 6時~午後10時) ··· 25% 深夜(午後10時~午前6時) ··· 50%

- ※ 以下の条件のもとサービスを行う場合は基本料金が減算されます。(区分支給限度基準額を計算する際には減算前の単位数を用いる)
  - (ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住されている場合((イ)を除く) … 10%減算
  - (イ)上記(ア)の建物のうち、当該建物に居住するご利用者の人数が1か月あたり50人以上の場合 … 15%減算
  - (ウ) 上記 (ア) 以外の建物に居住されている場合で、当該建物に居住するご利用者の人数が 1 か月あたり 2 0 人以上の場合  $\cdots$  1 0 %減算

※ ご利用者負担額(1割)は、1回または1か月の訪問にかかる負担金額ですが、区分支給限度基準額を超える場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

# ② 各種加算

加算名称	加算の主旨	負担割合 1割の場合	負担割合 2割の場合	負担割合 3割の場合
複数名訪問加算 I (30分未満の場合)	ご利用者の身体的理由により1 名の看護師等による訪問看護が 困難な場合、または暴力行為・著 しい迷惑行為・器物破損行為等	<b>271</b> 円 (1回につき)	<b>543</b> 円 (1回につき)	815円 (1回につき)
複数名訪問加算 I (30分以上の場合)	が認められるご利用者等に対し、同意を得て、複数名で訪問看護を行った場合に算定します。	4 3 0円 (1回につき)	8 6 0円 (1回につき)	1,290円 (1回につき)
長時間訪問看護 加算	厚生労働大臣の定める状態(※ 1)のご利用者に対して、1時間 30分を超えて訪問看護を行う 場合に算定します。	3 2 1円 (1回につき)	6 4 2円 (1回につき)	963円 (1回につき)
緊急時訪問看護 加算 I	ご利用者やご家族等からの相談に対し、常時対応ができる体制にあって、緊急時訪問看護を必要に応じて行う体制となっている場合で、ご利用者等より同意を得ている場合に算定します。	6 4 2円 (1か月につき)	1, 284円 (1か月につき)	1, 926円 (1か月につき)
専門管理加算	褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び 人工膀胱ケアに係る専門的な研 修を受けた看護師が計画的な管 理を行った場合に算定します。	<b>267円</b> (1か月につき)	535円 (1か月につき)	802円 (1か月につき)
特別管理加算(I)	訪問看護の実施に際し、厚生労働大臣の定める状態(※1)のうち、特別管理加算(I)対象の状態のご利用者に対して、計画的な管理を行う場合に算定します。	<b>535円</b> (1か月につき)	1, 070円 (1か月につき)	1, 605円 (1か月につき)
特別管理加算 (Ⅱ)	訪問看護の実施に際し、厚生労働 大臣の定める状態(※1)のうち、 特別管理加算(II)対象の状態の ご利用者に対して、計画的な管 理を行う場合に算定します。	<b>267円</b> (1か月につき)	5 3 5円 (1か月につき)	802円 (1か月につき)



	訪問看護における夕·	ーミナルケ			
	アに係る支援体制に	ついて、ご			
ターミナルケア	利用者やご家族等に	対して説明	2,675円	5,350円	8,025円
加算	した上で、主治医との	の連携の下	(死亡月につき)	(死亡月につき)	(死亡月につき)
	にターミナルケアを	行った場合			
	に算定します。				
	新規に訪問看護計画	を作成し、	3 7 4円	7 4 9円	1,123円
初回加算 I	退院した日に訪問看記	護を行った		- , -	,
	場合に算定します。		(1か月につき)	(1か月につき)	(1か月につき)
	新規に訪問看護計画	を作成し、	3 2 1円	6 4 2円	963円
初回加算Ⅱ	退院した日の翌日以	降に訪問看			
	護を行った場合に算足	己ます。	(1か月につき)	(1か月につき)	(1か月につき)
	ご利用者の主治医の	所属する医			
	療機関または介護老ん	人保健施設			
	からの退院または退所にあたり、				
	円滑な訪問看護が提供できるよ				
	う、当事業所の看護師	等が医療機			
退院時共同指導	関または介護老人保健施設の職		642円	1,284円	1,926円
加算	員とともに、在宅での療養上必要		(退院月につき)	(退院月につき)	(退院月につき)
	な指導を行い、その内	容を提供し			
	た場合に1回に限り(	厚生労働大			
	臣が定める疾病等の	ご利用者に			
	おいては、複数日に指	導を行った			
	場合に限り2回) 算定	します。			
	厚生労働大臣が定め	訪問看護	6円	12円	19円
サービス提供体	る基準に適合し、当	奶的百吱	(1回につき)	(1回につき)	(1回につき)
制強化加算I	該加算に届け出た場	定期巡回・	5 3円	107円	160円
	合に算定されます。	随時対応型	(1か月につき)	(1か月につき)	(1か月につき)
	介護職員によるたんの	の吸引等の			
看護・介護職員連	業務が円滑に行われる	るよう、介	267円	5 3 5円	802円
携強化加算	護職員と同行し助言	を行う等の	(1か月につき)	(1か月につき)	(1か月につき)
	連携を行った場合に算	定します。			

# (※1) 厚生労働大臣の定める状態の内容は以下のとおりです。

### ア 特別管理加算(I)対象の状態

在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態または気管カニュ ーレもしくは留置カテーテルを使用している状態

# イ 特別管理加算(Ⅱ)対象の状態

在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法 指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導 管理、在宅自己疼痛管理指導管理または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態、人工肛門 または人工膀胱を設置している状態、真皮を越える褥瘡の状態、点滴注射を週3日以上行う必要が あると認められる状態

### (2)介護予防訪問看護利用料金(要支援1・2の方)

#### ① 基本料金

項目	負担割合	負担割合	負担割合
境 日 	1割の場合	2割の場合	3割の場合
所要時間20分未満の場合 *20分以上の訪問看護が週1回以上含まれている	3 2 4円	6 4 8円	972円
等の場合に限られます			
所要時間30分未満の場合	482円	965円	1,447円
所要時間30分以上1時間未満の場合	849円	1,699円	2,548円
所要時間1時間以上1時間30分未満の場合	1,166円	2,332円	3,498円
理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問 1回(20分)につき	303円	607円	911円
理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士の訪問 2回(40分)の場合	607円	1,215円	1,823円

- ※ 理学療法士、作業療法士、又は言語聴覚士を1日3回以上の利用した場合は50/100に減算されます。
- ※ 以下の時間帯でサービスを行う場合は、利用料に以下の率による割増料金がそれぞれ加算されます。早朝(午前 6時~午前 8時) … 25% 夜間(午後 6時~午後10時) … 25%深夜(午後10時~午前6時) … 50%
- ※ 以下の条件のもとサービスを行う場合は基本料金が減算されます。(区分支給限度基準額を計算する際には減算前の単位数を用いる)
  - (ア) 事業所と同一敷地内又は隣接する敷地内に所在する建物に居住されている場合((イ)を除く) … 10%減算
  - (イ)上記(ア)の建物のうち、当該建物に居住するご利用者の人数が1か月あたり50人以上の場合 … 15%減算
  - (ウ) 上記 (ア) 以外の建物に居住されている場合で、当該建物に居住するご利用者の人数が 1 か月あたり 2 0 人以上の場合… 1 0 %減算
  - (工) 利用開始月から起算して12月を超えた期間に理学療法士等による介護予防訪問介看護を行った場合…1回につき -6円(1割負担の場合)減算
- ※ ご利用者負担額(1割)は、1回の訪問にかかる負担金額ですが、区分支給限度基準額を超える場合、超過分は全額自己負担となる場合があります。

# ② 各種加算

加答力折	加管の十七	負担割合	負担割合	負担割合
加算名称	加算の主旨	1割の場合	2割の場合	3割の場
	ご利用者の身体的理由により1			
複数名訪問加算 I	名の看護師等による訪問看護が	271円	5 4 3円	815円
(30分未満の場合)	困難な場合、または暴力行為・著	(1回につき)	(1回につき)	(1回につき)
	しい迷惑行為・器物破損行為等			
	が認められるご利用者等に対			
複数名訪問加算 I	し、同意を得て、複数名で介護予	430円	860円	1,290円
(30分以上の場合)	防訪問看護を行った場合に算定	(1回につき)	(1回につき)	(1回につき)
	します。			



	厚生労働大臣の定める状態(※			
   長時間介護予防	1) のご利用者に対して、1時間	3 2 1円	6 4 2円	963円
」 訪問看護加算	30分を超えて介護予防訪問看	(1回につき)	(1回につき)	(1回につき)
	護を行う場合に算定します。	(THIC JC)	(THIC JC)	(ILIC)C)
	ご利用者やご家族等からの相談			
	に対し、常時対応ができる体制に			
   緊急時介護予防	あって、緊急時介護予防訪問看護	642円	1,284円	1,926円
読問看護加算 I	を必要に応じて行う体制となっ	(1か月につき)	1, 20 mg (1か月につき)	(1か月につき)
	ている場合で、ご利用者等より同	(107600)	(INAC)E)	(107602)
	意を得ている場合に算定します。			
	介護予防訪問看護の実施に際し、			
	厚生労働大臣の定める状態(※			
   特別管理加算	「クェカ歯へ足の足のなれ感(※     1)のうち、特別管理加算(I)	5 3 5円	1,070円	1,605円
(I)	対象の状態のご利用者に対して、	(1か月につき)	1, 0,01]   (1か月につき)	1,003ml (1か月につき)
(1)	計画的な管理を行う場合に算定	(INAC Ja)	(INACJe)	(INAC)a)
	計画的な自生を打り場合に昇足			
	0690     介護予防訪問看護の実施に際し、			
	厚生労働大臣の定める状態(※			
   特別管理加算	1)のうち、特別管理加算(Ⅱ)	2 67円	535円	802円
(Ⅱ)	対象の状態のご利用者に対して、	(1か月につき)		
(11)	計画的な管理を行う場合に算定	(1か月にフさ)	(1か月につき)	(1か月につき)
	可画的な音柱で11 フ物白に昇足			
	しょす。     新規に訪問看護計画を作成した			
   初回加算 I	対処に訪问省後計画を作成した    月の同月内に介護予防訪問看護	374円	749円	1,123円
加出加昇 1	万の向方内に万護予防訪问看護	(1か月につき)	(1か月につき)	(1か月につき)
	それ」フル場口に昇足しより。     新規に訪問看護計画を作成し、退			
  初回加算 Ⅱ	対成に訪问省護計画でTF成し、返   院した日の翌日以降に訪問看護	3 2 1円	6 4 2円	963円
	院ひた日の金日以降に訪问省後     を行った場合に算定します。	(1か月につき)	(1か月につき)	(1か月につき)
	ご利用者の主治医の所属する医			
	を利用もの生石医のが属する医   療機関または介護老人保健施設			
	がらの退院または退所にあたり、			
	からの返院などは返/派にめたり、   円滑な介護予防訪問看護が提供			
	「消ながらがある。   できるよう、当事業所の看護師等			
	が、医療機関または介護老人保健			
退院時共同指導	施設の職員とともに、在宅での寮	6 4 2円	1,284円	1,926円
加算	心設の職員とともに、仕七との療       養上必要な指導を行い、その内容	(退院月につき)	(退院月つき)	(退院月につき)
	を提供した場合に1回に限り(厚			
	生労働大臣が定める疾病等のご			
	利用者においては、複数日に指導			
	を行った場合に限り2回) 算定し			
	ます。			
	<b>み</b> り。			



サービス提供体 制強化加算 I 算定されます。	6円(1回につき)	12円 (1回につき)	19円 (1回につき)
-------------------------------	-----------	----------------	-------------

#### (3)介護保険対象外のご利用料金

- ① 1時間30分を超えて行う訪問看護(介護保険対象外の場合) 国で定められたご利用者の状態に該当しない場合で、1時間30分を超えて訪問看護を行う場合は、30分毎に4,000円(税別)をお支払いいただきます。
- ②区分支給限度基準額を超えてサービスをご利用者される際は、自己負担額が介護報酬単価の 100%となります。
- ③ 訪問看護に係る交通費(サービス提供地域以外の場合) サービスを提供する地域以外の地域に訪問看護を行う場合は、公共交通機関利用の実費相当額をお支 払いいただきます。
- ④ ご遺体のケア料 ご遺体の処置等を行う場合は、10,000円(税別)をお支払いいただきます。
- ⑤ キャンセル料

サービス利用日の前営業日の営業時間内までに、サービスの中止を申し出ることなくサービスの利用を中止された場合は、サービス予定時間30分あたり1,000円(税別)のキャンセル料をお支払いいただきます。なお、止むを得ない事情による当日のサービスの変更・中止は、その都度ご相談させていただきます。

# Ⅱ 医療保険の場合

次に該当する方の場合、各種健康保険、公費医療制度が適用されますので、健康保険証、老人医療証、健康手帳等をご提示ください。

- ・介護保険の適用でない方
- ・介護保険を適用される方のなかで、医師より急性増悪により頻回の訪問看護を行う必要がある旨の特別訪問看護指示が出ている場合(1か月につき、指示日から14日を限度として、医療保険が適用されます。) なお、老人医療証をお持ちの方の自己負担割合は以下のとおりです。

一般の方	訪問看護に要する費用の1割	老人医療受給者証に記載
一定以上の所得の方	訪問看護に要する費用の3割	

その他各種保険の場合は、各保険に基づいて請求いたします。

#### (1)訪問看護利用料金

#### ① 基本利用料金

項目		1割負担	2割負担	3割負担	備	考
月の初日						
訪問看護基本療養費( I )	5,550円	1 222 III	2 644 111	3,966 円		
訪問看護管理療養費	7,670円	1,322円	2,644 円			
合 計	13,220円					
週3日目まで						
訪問看護基本療養費( [ )	5,550円	0FF III	1 710 [	2 F.C.F. III		
訪問看護管理療養費	3,000円	855円	1,710円	2,565 円		
合 計	8, 550円					

週4日目以降					
訪問看護基本療養費( I )	6,550円	055 00	1 010 III	2.065 [[]	
訪問看護管理療養費	3,000円	955円	1,910円	2,865円	
合 計	9,550円				
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)					☆別に厚生
   (一時外泊中の訪問看護で入院	8, 500円	850 円	1,700 円	2,550 円	労働大臣が
中に1回)	0, 50013	05011	1,70011	2,330 🗇	定めるもの
十に1日/					に限る。

(※2)ご利用者の状態が、特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者及び別表第8の各号に掲げる者(以下、「厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者」という)の場合は、基本療養費(I)及び(II)同一建物居住者における週4日目以降の訪問看護及び基本療養費(III)における2回の算定が可能です。

# ア 特掲診療科の施設基準等別表第7に掲げる疾病等の者

末期の悪性腫瘍、多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患(進行性核上性麻痺・大脳皮質基底核変性症・パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類ステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度またはⅢ度の者に限る))、多系統委縮症(線条体黒質変性症・オリーブ橋小脳変性症・シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷または人工呼吸器を使用している状態の者

#### イ 特掲診療科の施設基準等別表第8の各号に掲げる者

在宅悪性腫瘍患者指導管理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けている状態にある者または気管カニューレもしくは留置カテーテルを使用している状態にある者、在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人工呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導または在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態にある者、人工肛門または人工膀胱を設置している状態にある者、真皮を越える褥瘡の状態にある者または在宅患者訪問点滴注射管理指導料を算定している者

#### ② 基本利用料金 (精神障害を有する方またはそのご家族の場合)

#### ア 30分以上の場合

項目		1割負担	2割負担	3割負担	備	考
月の初日						
精神科訪問看護基本療養費(I)	5,550円	4 222 III				
訪問看護管理療養費	7,670円	1,322円	2,644 円	3,900 円	3,966 円	
合 計	13, 220円					
週3日目まで						
精神科訪問看護基本療養費(I)	5,550円	0EE M	1 710 III	2 565 111		
訪問看護管理療養費	3,000円	855円	1,710円	2,565円		
合 計	8, 550円					

週4日目以降					
精神科訪問看護基本療養費(I)	6,550円	0FF III	1 010 [	2.065.00	
訪問看護管理療養費 3,000円		955 円	1,910円	2,865円	
合 計	9,550円				
訪問看護基本療養費 (Ⅲ)					☆別に厚生
(一時外泊中の訪問看護で入院	8,500円	850円	1,700円	2,550円	労働大臣が     定めるもの
中に1回)					に限る。

# イ 30分未満の場合

項目		1割負担	2割負担	3割負担	備	考
		1 11 12 12	2 0) (5) (5)		thu	77
月の初日						
精神科訪問看護基本療養費(I)	4,250円	1 102 🖽	2,384 円	3,576 円		
訪問看護管理療養費	7,670円	1,192円				
合 計	11, 920円					
週3日目まで						
精神科訪問看護基本療養費( I )	4, 250円	725 円	1,450円	2,175円		
訪問看護管理療養費	3, 000円	/25 🗇				
合 計	7, 250円					
週4日目以降						
精神科訪問看護基本療養費(I)	5, 100円	910 III	1,620 円	2,430 円		
訪問看護管理療養費	3,000円	810円				
合 計	8, 100円					

# ③ 各種加算等

加算名称	内 容	加算額
	厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者または特別	4,500円
難病等複数回訪問加算	訪問看護指示書が交付されたご利用者に対して、必	(1日2回につき)
精神科複数回訪問加算	要に応じて1日に2回または3回以上訪問看護を行	8,000円
	った場合に算定します。	(1日3回以上につき)
緊急訪問看護加算 精神科緊急訪問看護加 算イ	定期的に行う訪問看護以外に、ご利用者やご家族等 の緊急の求めに応じて、主治医(診療所又は在宅療	月14日目まで 2,650円 (1日につき)
緊急訪問看護加算 精神科緊急訪問看護加 算□	養支援病院の保険医に限る)の指示により、訪問看護を行った場合に算定します。	月15日目以降 2,000円 (1日につき)
長時間訪問看護加算 長時間精神科訪問看護 加算	長時間の訪問看護を要するご利用者(15歳未満の超重症児または準超重症児、厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者のうち特掲診療科の施設基準等別表第8の各号に掲げる者、特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けているご利用者)に対して、1時間30分を超えた場合、1人のご利用者に対して週1回(15歳未満の超重症児または準超重症児においては週3回)に限り算定します。	5, 200円 (1日につき)



	下記以外の6歳未満の幼児に対し、訪問看護を実	1,300円
	施した場合に算定します。	(1日につき)
	6歳未満の以下の幼児に対して、訪問看護を実施	
   乳幼児加算	した場合に算定します。	
孔刈汽加昇 	(1)超重症児又は準超重症児	1,800円
	(2) 特掲診療科の施設基準等別表第七に掲げる	(1日につき)
	疾病等の者	
	(3)特掲診療科の施設基準等別表第八に掲げる者	
	同時に複数の看護師等による訪問看護が必要なご	
   複数名訪問看護加算	利用者(厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者、	
複数名制神科訪問看護	特別訪問看護指示書に係る訪問看護を受けている	4,500円
複数石桶种件初向有護   加算	ご利用者、暴力行為・著しい迷惑行為・器物破損	4, 300円 (1日につき)
加 <del>昇</del>     (いずれも看護師等の場合)	行為等が認められるご利用者等)に対し、同意を	(1012)
(い911も自護師寺の場合)	得て、複数名で訪問看護を行った場合に算定しま	
	す。	
	早朝(午前6時~午前8時)及び夜間(午後6時~	2,100円
   夜間・早朝・深夜加算	午後10時)に訪問看護を行う場合に算定します。	(1回につき)
[汉间 千扪 /木汉/加井	深夜(午後10時~午前6時)に訪問看護を行う場	4,200円
	合に算定します。	(1回につき)
	ご利用者やご家族等からの相談に対し、常時対応	
   24時間対応体制加算イ	ができる体制にあって、緊急時訪問看護を必要に	6,800円
	応じて行う体制となっている場合で、ご利用者等	(1か月につき)
	より同意を得ている場合に算定します。	
	ご利用者が特掲診療科の施設基準等別表第8の各	
	号に掲げる者のなかで、在宅悪性腫瘍患者指導管	
	理もしくは在宅気管切開患者指導管理を受けてい	5,000円
	る状態にある者又は気管カニューレもしくは留置	(1か月につき)
   特別管理加算	カテーテルを使用している状態にある者で、訪問	
Non Eleman	看護による管理が必要な場合に算定します。	
	ご利用者が特掲診療科の施設基準等別表第8の各	
	号に掲げる者のなかで、上記以外の状態にある者	2,500円
	で、訪問看護による管理が必要な場合に算定しま	(1か月につき)
	す。	
	ご利用者の主治医の所属する医療機関または介	
	護老人保健施設からの退院または退所にあたり、	
	円滑な訪問看護が提供できるよう、当事業所の看	
	護師等が、医療機関又は介護老人保健施設の職員	8,000円
退院時共同指導加算	とともに、在宅での療養上必要な指導を行い、そ	(1回につき)
	の内容を文書で提供した場合に1回に限り(厚生	(21,220)
	労働大臣が定める疾病等のご利用者においては、	
	複数日に指導を行った場合に限り2回)算定しま	
	す。	



	<del>-</del>	
特別管理指導加算	退院時共同指導加算を算定するご利用者で、厚生労働大 臣が定める疾病等のご利用者のうち特掲診療科の施設	2,000円
	基準等別表第8の各号に掲げる者の場合に算定します。	(1回につき)
	厚生労働大臣が定める疾病等のご利用者又は退院日の	6,000円
	   訪問看護が必要であると認められたご利用者に対して、	(1回につき)
退院支援指導加算	医療機関から退院するにあたり、当事業所の看護師等	0 4000
	が、退院日に在宅での療養上必要な指導を行った場合に	8,400円
	初日の訪問看護の実施日に1回に限り算定します。	(長時間指導を行った場合)
	当事業所の看護職員が、ご利用者の同意を得て、医療	
大字男子连维比诺加管	機関等の医療関係職種間で文書等により情報共有を行	3,000円
在宅患者連携指導加算 	うとともに、共有された情報を踏まえて療養上必要な	(1か月につき)
	指導を行った場合に算定します。	
	在宅での療養を行っているご利用者の状態の急変等に	
在宅患者緊急時等	伴い、関係する医療関係職種等が共同でご利用者の居	2,000円
カンファレンス加算	宅に赴き、カンファレンスを行い、共同で療養上必要	(1か月につき)
	な指導を行った場合に算定します。	
看護·介護職員連携強化	喀痰吸引等に関して登録喀痰吸引等事業者の介護員に	2,500円
加算	対して必要な支援を行った場合に算定します	(1か月につき)
	褥瘡ケア又は人工肛門ケア及び人工膀胱ケアに係る専	2 5000
専門管理加算イ	門的な研修を受けた看護師が計画的な管理を行った場	2,500円
	合に算定します。	(1か月につき)
	ご利用者の同意を得て、ご利用者の居住地を管轄する	
訪問看護情報提供療養	市町村等に対して、訪問看護の状況を示す文書を添え	1,500円
費1	て、ご利用者に係る保健福祉サービスに必要な情報を	(1か月につき)
	提供した場合に算定します。	
	ご利用者の同意を得て、児童福祉法に規定する保育所	
   訪問看護情報提供療養	又は学校教育法に規定する学校(大学を除く)等へ通	1 5000
一	園又は通学する利用者について、当該学校等からの求	1,500円 (1か月につき)
貝 Z 	めに応じて、訪問看護の状況を示す文書を添えて必要	(1か月にフさ)
	な情報を提供した場合に算定します。	
	ご利用者の同意を得て、保健医療機関、介護老人保健	
訪問看護情報提供療養	施設又は介護医療院に入院又は入所する利用者につい	1,500円
費3	て、当該保険医療機関の求めに応じて、訪問看護に係	(1か月につき)
	る情報を提供した場合に算定します。	
	訪問看護におけるターミナルケアに係る支援体制につ	
訪問看護ターミナルケ	いて、ご利用者やご家族等に対して説明した上で、主	25,000円
ア療養費1	治医との連携の下にターミナルケアを行った場合に算	(死亡月につき)
	定します。	
	健康保険法第3条第13項の規定による電子資格確認	
訪問看護医療 DX 情報	により、利用者の診療情報を取得等した上で指定訪問	5 0円
活用加算	看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に算定	(1か月につき)
	します。	

	ご利用者に対して適正なサービスを安定的に提供す	
訪問看護ベースアップ 評価料(I)	ることが可能となるよう、看護職員等の処遇改善に	780円
	取り組む事業所を対象として、看護職員等に支給す	(1か月につき)
	ることを目的に算定します。	(1か月にフさ)
	全てのご利用者が対象となります。	

#### (2) 医療保険対象外のご利用料

- ① 1時間30分を超えて行う訪問看護(医療保険対象外の場合) 国で定められたご利用者の状態に該当しない場合で、1時間30分を超えて訪問看護を行う場合は、 30分毎に5,000円(税別)をお支払いいただきます。
- ② 訪問看護に係る交通費(サービス提供地域以外の場合) サービスを提供する地域以外の地域に訪問看護を行う場合は、公共交通機関利用の実費相当額をお 支払いいただきます。
- ③ ご遺体のケア料 ご遺体の処置等を行う場合は、10,000円(税別)をお支払いいただきます。
- ④ キャンセル料

サービス利用日の前営業日の営業時間内までに、サービスの中止を申し出ることなくサービスの利用を中止された場合は、サービス予定時間30分あたり1,000円(税別)のキャンセル料をお支払いいただきます。

なお、止むを得ない事情による当日のサービスの変更・中止は、その都度ご相談させていただきます。

# Ⅲ その他の場合

- (1) その他の料金
  - ① サービス実施録の複写物1枚につき白黒10円、カラー50円をいただきます。
  - ② 事業所の概要に記載している通常の事業の実施地域を超えて事業を実施する場合に要した交通費は、京都市域に居住するご利用者を除き、実施地域を超えた地点からの実費をいただきます。
  - ③ その他必要な実費をいただく場合があります。
- (2) サービスの中止、変更、追加
  - ① ご利用者の都合により、サービスの利用を中止、変更、追加することができます。担当者までお申出ください。
  - ② サービス利用予定日の前日の営業時間内までにサービスの中止を申し出ることなく、サービスの利用を中止された場合は、サービス予定時間を取消(キャンセル)料としてお支払いいただく場合があります。
  - ③ サービス利用の変更・追加のお申出に対して、看護職員等の稼動状況によりご利用者の希望された日時にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を提示して協議いたします。
- (3) 利用料金等の支払方法

毎月、月末までに前月分の請求をいたしますので、12日までに以下の方法によりお支払いください。 なお、入金確認(お支払い)後、領収証を発行いたします。

- ① 口座引き落とし 指定の口座より12日にお引き落としいたします。
- 6 ご利用されるサービスの内容

ご利用されるサービスの内容は、訪問看護計画又は介護予防訪問看護計画のとおりです。



### 7 緊急時及び事故発生時の対応

- (1) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供時に緊急事態が発生した場合には、速やかにご利用者の主治医又は医療機関、ご家族へ連絡を行い、その指示に従います。
- (2) 当事業所は、ご利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかにご利用者のご家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。同時に京都市、他の市町村(保険者)、関係居宅介護支援事業所への報告を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。
- (3) 当事業所は、サービス提供に伴って事業者の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を行います。

### 8 個人情報の保護及び秘密の保持について

- (1) 当事業所は、ご利用者及びそのご家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成する「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切に取扱います。
- (2) 事業所が得たご利用者及びそのご家族の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、ご利用者の個人情報を用いる場合はご利用者の同意を、ご利用者のご家族の個人情報を用いる場合は当該ご家族の同意をあらかじめ文書により得るものとします。

## 9 虐待の防止

当事業所は、ご利用者の人権の擁護、虐待の防止のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を定めています。虐待防止に関する責任者:所長
- (2) 虐待を防止するための研修を実施します。
- (3) サービスの提供中に、職員又は養護者(現に養護している家族、親族、同居人等)による虐待を受けたと思われるご利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

### 10 身体的拘束等の禁止

- (1) 当事業者は、サービスを提供するにあたり、ご利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため 緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」 といいます。)を行いません。
- (2) 当事業所は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに 緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録します。
- (3) 当事業所は、身体的拘束等の適正化を図るために、定期的な委員会の開催及び研修を実施します。

#### 11 サービスをご利用いただく際のお願い

(1) 担当者の交替

事業者の都合により、看護職員等を交替することがあります。その場合は、ご利用者及びその家族等に対してサービスご利用上の不利益が生じないように十分に配慮するものとします。

(2) 備品等の準備について

サービス実施のために必要な備品等(水道、ガス、電気、物品)はご利用者の方で事前に準備していただくようにお願いします。

- (3) 守っていただきたいこと
  - ① 看護職員等との個人的な連絡は固くお断りします。
  - ② 看護職員等との金品のやりとりや貸し借り、個人的な契約を禁止しています。

③ 看護職員等への暴力又は乱暴な行為、暴言、セクシャルハラスメント等の著しい迷惑行為、不当、過度な要求等は固くお断りします。これらにより、サービス提供の休止や契約を解除する場合もあります。

#### (4) その他

- ① サービス提供時に、ご利用者又はご家族に感染症の疑いや感染症が発生した場合は、感染に対する予防措置をとらせていただきますので、あらかじめご了承ください。
- ② 自然災害(台風、暴風雨、大雪等)の発生、または発生が予測される場合や、大規模な地震等により、 訪問やサービス提供に危険が伴うことが想定される際は、サービスの提供について、時間帯の調整や日 程の調整を行わせていただく場合があります。また、状況によりサービスの提供を休止させていただく 場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ③ 当事業所では、将来の医療を担う人材を育成するため、教育機関等から実習生の受け入れを行っており、ご利用者宅に実習生を同行させていただくことがあります。なお、その際は、事前にご利用者に説明を行うとともに、同意書をいただき、了解を得ます。

### 12 サービス内容に関する相談・苦情

サービス内容に関するご相談や苦情等は、担当の看護職員又は管理者にご遠慮なくご相談ください。迅速かつ適切に対応いたします。ご利用者にとって不利な取扱いとなることはいたしません。(文書や電話等でお受けします)

また、当法人では、中立的・客観的な立場から、助言又は解決案の調整を行うことを目的に「苦情解決の ための第三者委員会」を設置しています。当事者間での解決が難しい場合や、第三者委員会からの助言を必 要とされるときは、下記宛にお申出ください。

(1) 苦情解決のための第三者委員会 相談窓口

[電話番号] 080-6227-7828

「受付時間」 午前10時から正午まで、午後1時から4時まで

(土・日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日までを除きます。)

- ※ 電話にでることができない場合は、留守番電話に切り替わります。ご用件、お名前、電話番号をご伝言いただければ、後ほど委員よりご連絡申し上げます。
- (2) 文書等の郵送先及び苦情解決のための第三者委員会についての問合せ先

**〒604-8872** 

京都市中京区壬生御所ノ内町39番5

社会福祉法人京都福祉サービス協会 苦情解決のための第三者委員会(事務局:経営企画室総務部)

[電話番号] 075-406-6335 [FAX番号] 050-3153-1502

[受付時間] 午前8時30分から午後5時まで

(土・日曜日、祝休日及び12月29日から1月3日までを除きます。)

委員長等	氏 名	役職等
委員長	壁純一郎	(公社)京都市児童館学童連盟監事、当協会監事
委員長職務代理者	梶 宏	(公財)さわやか福祉財団地域推進委員
委 員	井上 基	(公社)京都府介護支援専門員会監事、当協会評議員
委 員	越野 稔	(公社) 認知症の人と家族の会京都府支部副代表
委 員	辻 孝司	弁護士

※ 当法人以外にも、各区役所、国民健康保険団体連合会等の公的機関に相談・苦情の受付窓口があります。

窓口	電 話 番 号
京都市南区役所保健福祉センター(健康長寿推進課)	075-681-3296
京都府国民健康保険団体連合会	075-354-9090
京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会	075-252-2152

### 年 月 日

サービスの提供開始にあたり、ご利用者に対して本書面を交付の上、重要な事項を説明し、サービスの提供開始に同意を得ました。

#### 事 業 者

<事業者名> 社会福祉法人 京都福祉サービス協会

< 所 在 地 > 京都市中京区壬生御所ノ内町39番5

<代表者名> 理 事 長 宮路博

<説明者名>

私は、事業者からサービスについての本書面の交付及び重要な事項の説明を受け、サービスの提供開始に同意しました。

ご利用者	住	所					
	氏	名					

ご利用者は、身体の状況等により署名できないため、ご利用者本人の意思を確認の上、私が代わって、その署名を代筆しました。

署名代筆者	_ 住 所	
	氏 名	
	( 本人との関係:	)
代 理 人	住所	
	氏 名	
	( 成年後見人 ・ 任意後見人 ・ 保佐人 ・ 補助人 )	